

(仮称) 浜松市子どもの権利条例の骨子案

(仮称) 浜松市子どもの権利条例 案 (R9. 4. 1 施行予定)	浜松市子ども育成条例 (H22. 4. 1 施行)
前文	前文
第1章 総則 第1条 条例の目的 第2条 用語の定義 第3条 基本理念	第1条 目的 第2条 定義 第3条 基本理念
第2章 子どもの権利の保障 第4条 安心して生きる権利 第5条 豊かに育つ権利 第6条 自分を守り、守られる権利 第7条 参画する権利 第8条 その他の権利	—
第3章 子どもの権利を保障するための責務・役割 第9条 市の責務 第10条 保護者の役割 第11条 おとなの役割 第12条 学校等の役割 第13条 事業者の役割 第14条 市民等の役割	第4条 市の役割 第5条 保護者の役割 — 第6・8条 学校、子ども育成団体等の役割 第7条 事業主の役割 第9条 市民の役割
第4章 子どもの権利の救済 第15条 相談及び救済 第16条 救済の申立て 第17条 救済委員会の設置 第18条 救済委員会の所掌事務 第19条 救済委員 第20条 救済委員会の委員長 第21条 調査、協力等	—
第5章 条例の推進 第22条 計画の策定及び推進 第23条 子どもの意見表明と反映 第24条 庁内体制	第11条 計画の策定等 — 第13条 庁内体制
第6章 子どもの権利の周知啓発 第25条 周知啓発 第26条 子どもの権利月間	第12条 広報及び啓発 第10条 はままつ子どもふれあい週間
第7章 雜則 第27条 委任 附則	第14条 委任 附則